

(平成25年9月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年12月20日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月20日

私は、平成17年5月1日から18年1月12日までの期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B市が発行した平成18年度（平成17年分）市民税・県民税課税（所得）証明書及び申立人が提出した銀行口座に係る取引明細表から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記課税（所得）証明書及び取引明細表の振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、10万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、複数の同僚について賞与が支給されていたことが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、

社会保険事務所（当時）に対して当該期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人が提出した銀行口座に係る取引明細表から、平成 17 年 7 月 20 日に A 社から 2 万円が振り込まれていることが確認できる。

しかし、事業主は、「申立人の振込額から判断すると、当該支給分は、賞与ではなく、寸志である。正社員として勤務期間の短い者は、賞与支給日に、低額の寸志を支給することがあった。当該寸志からは、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、同僚が所持する申立期間①の賞与明細書において、当該期間の支給が、寸志として支給され、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、事業主は、「平成 18 年以前の賃金台帳等は保管していない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる賞与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していた。しかしながら、年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持している辞令から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年8月1日に、同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和42年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8599

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 33 年 7 月 9 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年から 35 年までの期間のうちの 1 か月間
私は、会社名を明確に記憶していないものの、A 市 B 駅近くの C 業を営む会社で、昭和 30 年から 35 年までの間に 1 か月間勤務していた。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日も同一の、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 33 年 7 月 9 日、資格喪失日は同年 8 月 20 日）が確認できる。

また、商業登記簿謄本から、上記の D 社が C 業を営んでいたことが確認できる上、その所在地が申立人の記憶する所在地と一致することから、当該 D 社は申立人が勤務していた会社であったと認められる。

さらに、上記の被保険者記録における被保険者期間は申立人の記憶する勤務期間とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 33 年 7 月 9 日に被保険者資格を取得し、同年 8 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該厚生年金保険被保険者記録から 5,000 円とすることが妥当である。

関東神奈川厚生年金 事案 8600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（整理記号C）における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月29日から同年5月6日まで

私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していた。しかしながら、年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答により、申立人がA社に継続して勤務し（同社（整理記号C）から同社（整理記号D）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の回答から、昭和52年5月6日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（整理記号C）における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料につい

でも納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和25年10月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和25年11月1日から26年1月16日までの期間について、事業主は、申立人が25年11月1日にB事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年1月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年10月1日から26年1月16日まで
私は、C事業所に昭和25年8月22日から26年1月15日までの期間において勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和25年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人が所持しているC事業所が発行した離職票により、申立人は、当該期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。また、上記の離職票には、申立人の申立期間における勤務形態及び業務

内容が、資格喪失前の期間から変更となった旨の記載は無い。

さらに、A事業所の業務を継承しているD事業所に当該期間の保険料の控除について照会したところ、「申立人の当時の身分は、国家公務員特別職であり、継続して勤務していれば保険料を控除していたと考えられる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和 25 年 9 月の社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、昭和 25 年 11 月 1 日から 26 年 1 月 16 日までの期間について、申立人が所持しているC事業所が発行した離職票により、申立人は、当該期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、D事業所が、従業員ごとの厚生年金保険被保険者記録を管理するために作成したとする厚生年金被保険者カードには、申立人が昭和 25 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26 年 1 月 16 日に資格を喪失した旨の記載が確認できる。

さらに、上記の厚生年金被保険者カードは、現在、E事務センターが保管しており、被保険者番号、標準報酬月額及び施設名のほか、健康保険番号が記載されているところ、B事業所に係る事業所別被保険者名簿においては、当該健康保険番号が欠番となっており、その理由について、同センターは不明であると回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26 年 1 月 16 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間における標準報酬月額については、申立人に係る上記厚生年金被保険者カードの記録から、昭和 25 年 11 月及び同年 12 月を 7,000 円とすることが妥当である。

関東神奈川厚生年金 事案 8602

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年6月2日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月31日から同年6月2日まで

私は、平成4年11月24日から5年6月1日までの期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において平成5年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと記録されているが、当該資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年1月31日）より後の同年6月16日付けで行われている上、申立人のほか5人の同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年6月2日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該喪失処理前の記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和38年3月16日から同年4月16日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月16日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月16日から同年4月16日まで
② 昭和38年9月29日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①が、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、私は、D社（現在は、E社）に昭和38年9月29日から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年12月1日が資格取得日となっており、申立期間②が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間における同僚の記録及び供述から、申立人が継続してA社に勤務し（昭和38年4月16日に同社C工場から同社F工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人のA社C工場における被保険者資格喪失日が昭和38年3月16日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、E社が保管している申立人に係る人事記録表により、昭和38年10月1日から46年4月30日までの期間において、申立人がD社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E社は、「申立期間②の当時、60日もしくは2か月間の試用期間を設けていた。」と回答しているところ、オンライン記録において、申立人のD社における被保険者資格取得日は、上記の人事記録表に記載されている申立人の同社における入社日（昭和38年10月1日）から、2か月後の同年12月1日であることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人が、自身より先にD社に入社したと記憶している二人の同僚の同社における被保険者資格取得日は、申立人が供述している当該同僚の同社における入社時期から、2か月以上の期間が経過した日であることが確認できる上、当該同僚のうち一人の同社における被保険者資格取得日は、上記の人事記録表に記載されている申立人の同社における入社日より後の日付であることが確認できる。

さらに、E社からは、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

加えて、申立人は、D社に係る同僚への照会を希望しないとしていることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から同年12月1日まで
私は、昭和41年8月にA社へ入社し、途中、転勤はあったが、63年6月まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する退職台帳及び同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C工場は、昭和41年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川国民年金 事案 7105 (大阪国民年金事案 4061 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年7月までの期間、44年3月から45年3月までの期間、同年12月から47年3月までの期間及び50年11月から53年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から42年7月まで
② 昭和44年3月から45年3月まで
③ 昭和45年12月から47年3月まで
④ 昭和50年11月から53年2月まで

私は、前回、昭和38年*月から44年11月までの期間について、20歳から生活保護世帯として国民年金保険料は法定免除されており、生活保護世帯でなくなっても、保険料は全額免除のため、免除申請する必要は無いと言われ、保険料の納付機会は一度も無かったことから、今日まで保険料は全て全額免除とされていると考え、申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

しかし、昭和40年10月から58年7月までの期間は、私の元夫が生活保護を受けていた期間であり、元夫とは生計同一であったことから、生活保護適用者の親族は国民年金保険料が自動的に免除され、申立期間①から④までは法定免除期間に該当するはずである。

このため、私自身は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、元夫が生活保護を受けていた期間のうち、婚姻関係にあった期間で、かつ、私が厚生年金保険に加入していた期間を除いた期間について、法定免除とされず、未加入期間又は未納期間とされていることに納得できないので再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、申立期間①及び申立期間②の一部を含

む昭和 38 年*月から 44 年 11 月までの期間について、20 歳から生活保護世帯であったことから、当該期間の国民年金保険料は法定免除に該当していたはずであると述べているが、i) 申立人が当該期間当時、居住していた市における申立人の生活保護開始日は、40 年 10 月 8 日であることが確認でき、申立内容と符合しないこと、ii) 国民年金保険料の法定免除を受けるためには、その時点で国民年金に加入していることが必要であるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、47 年 10 月に払い出されており、当該期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿からは、申立期間当時において国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらないこと、iii) 申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿等からは、申立人が法定免除を受けた事跡は確認できないことなどから、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 22 年 3 月 19 日付けで年金記録の訂正は認められないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は昭和 40 年 10 月から 58 年 7 月までの期間は、申立人の元夫が生活保護を受けていた期間であり、その元夫とは、生計同一であったため、その元夫の配偶者も国民年金保険料が自動的に免除され、申立期間①から④までは法定免除期間に該当するはずであることから、当該期間を今から免除期間として認めてほしいと述べている。

しかしながら、i) 申立期間①から④までの国民年金保険料が、当該期間当時において、法定免除とされるためには、国民年金の加入手続及び保険料の免除の手続を行う必要があるが、申立人自身は当該手続を行っていないと述べている上、その元夫からは証言を得ることができないこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 10 月に払い出されたものであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③の国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成 23 年 5 月 30 日に追加されていることが確認できるため、申立人は、当該期間当時は国民年金に未加入であること、iii) 申立期間④については、昭和 50 年 11 月の厚生年金保険の被保険者資格喪失後において国民年金の被保険者資格を再取得した形跡が認められないため、当該期間は未加入期間であることから、申立期間当時、申立期間①から④までの国民年金保険料が免除されていたとは考え難い。

また、申立人が申立期間①から④までにおいて、法定免除されていたことを示す関連資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間はその元夫が生活保護を受けていた期間であり、元夫とは、生計は同一であったため、法定免除に該当するはずであると主張

して、今から申立期間を免除期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、当時免除されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、免除承認に関わる運用の可否を判断する機関ではない。

関東神奈川国民年金 事案 7106

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から10年12月まで

私は、会社を退職した平成8年1月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行った。その際発行された年金手帳を現在所持している。

申立期間の国民年金保険料は、私が、送付されてきた納付書により市役所で毎月納付しており、保険料の月額は、9,000円ぐらいであったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成8年1月頃に、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、i) 申立人が居住していた市の国民年金手帳交付簿において、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、同年11月6日であることが確認できること、ii) オンライン記録において、同年1月1日の国民年金被保険者資格の取得が同年12月17日に処理されていることが確認できることから、申立人の加入手続時期は、同年11月ないし同年12月と推認され、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を送付されてきた納付書により毎月市役所で納付していたと述べているが、オンライン記録において、平成12年3月8日に過年度納付書が発行されていることが認められることから、その時点において、申立期間のうち、時効にかからない10年2月から同年12月までの期間に保険料の未納があったことがうかがえる上、当該納付書の発行時点においては、当該期間の保険料は納付することが可能であるものの、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立期間の過半は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降

の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下であることから、申立期間の記録管理に誤りがあったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7107

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 51 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 51 年 5 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年頃、私の父親が私の国民年金の加入手続を区役所で行い、申立期間の国民年金保険料については、父親又は母親が 2 か月か、3 か月ごとに自宅に来ていた集金人に親子 3 人の保険料を一緒に納付していた。

国民年金保険料を一緒に納付していた両親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

年金事務所の調査によると、私の基礎年金番号となっている国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 7 月頃に払い出されたそうだが、仮にそれが事実であれば、国民年金の納付意識の高かった両親は、加入手続の時点で、未納分の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年頃、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は自身の国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとするその父親は既に他界しており、証言を得られないことから当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 51 年 5 月頃と推認できることから、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、その時点において、申立期間の

一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人は、自身の基礎年金番号が昭和 51 年 7 月頃に払い出されたことが事実であれば、その両親が、加入手続の時点で、未納分の国民年金保険料を納付していたはずであると述べているが、申立人の申立期間の保険料を既に他界している父親と共に納付していたとするその母親は、保険料を納付した時期、納付場所及び保険料額等について具体的な記憶が無いことから、納付状況が不明である。

その上、推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間の大半の期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることになるが、申立人は当該事実について承知しておらず、その両親が過年度納付を行った形跡も認められない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 15 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
私は、申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に勤務していたが、これらの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録では、申立人のA事業所における離職日は平成 15 年 3 月 31 日となっている。

しかしながら、A事業所が保管する賃金台帳では、申立人の平成 15 年 3 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、B事業所に平成 15 年 10 月 31 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び事業所が保管する平成 15 年分給与所得の源泉徴収票では申立人のB事業所における離職日は同年 10 月 30 日となっている上、申立人が所持し、事業所も保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失日は離職日の翌日である同年 10 月 31 日となっており、オンライン記録と符合する。

また、事業所が保管する平成 15 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人の同年 10 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8606（事案 5021 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 20 日から 47 年 10 月 21 日まで
② 昭和 48 年 2 月 8 日から同年 4 月 21 日まで

申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、A社（現在は、B社）に退職届を出すことなく退職したため、会社が手続をすることは考えられず、また、当時、脱退手当金の制度についても知らなかったため、自分で手続を行ったとも考えられないことから、申立期間の記録を訂正してほしいと申立てを行ったが、認められなかった。

脱退手当金を受給した記憶は無く、納得できないので、新しい資料は無いが、再度調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 48. 7. 16」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなことなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 23 年 1 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料を提供することなく、脱退手当金を受け取っていないとの主張を繰り返している。

しかしながら、今回、新たに申立期間①に勤務したD社（現在は、E社）の脱退手当金についてE社に照会したところ、同社は、「申立期間当時、退職者に対する脱退手当金に関する説明を行っていた。」と回答している上、D社F工場において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日

(昭和 47 年 10 月 21 日) 前後に同資格を喪失している複数の同僚が「事業所から脱退手当金について説明があった。」と回答している。

また、E 社から、申立人が D 社 F 工場 G 部の担当者宛てに送付した H 郵便局名の昭和 48 年 6 月 26 日付け消印のあるはがきの提供があり、当該はがきには、申立人が 47 年 10 月に同社を退職する際、脱退手当金の裁定請求を行ったものの、48 年 2 月に同裁定請求を取り消し、同年 4 月に申立人自ら I 社会保険事務所(当時)において、再び脱退手当金の裁定請求を行った旨記載されており、これら記載の時期は、申立人の D 社 F 工場における厚生年金保険被保険者資格喪失時期並びに A 社における同資格取得時期及び同資格喪失時期と符合するとともに、D 社 F 工場の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の「脱 48. 1. 30」の記載に二重線が引かれ、「取消」と記載されていることとも符合する。

さらに、E 社が保管する厚生年金基金脱退一時金裁定者名簿及び同社が受渡記録簿と呼称する資料において、申立人が厚生年金保険の脱退手当金及び厚生年金基金の脱退一時金の裁定を受けた記載が確認できるとともに、当該受渡記録簿には、厚生年金保険の脱退手当金額と同額の金額の記載も確認できる。

以上のことを踏まえ、総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 1 日から 30 年 10 月 31 日まで
年金事務所からの回答票により、A社B工場に勤務していた申立期間は脱退手当金として支給済みであることを知った。
脱退手当金の手続をした記憶も、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社B工場の資格喪失日から約半月後の昭和 30 年 11 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和 30 年 11 月 14 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 37 年 6 月 8 日まで
私は、申立期間において、A社に正社員としてB職に従事したが、当該期間の厚生年金保険の記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人の勤務に係る具体的な供述から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、昭和45年11月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が、A社において申立人と同様の業務を行っていたと記憶している同僚5人の氏名は、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載が無く、所在が不明であるため、照会することができず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は正社員であったと主張しているところ、A社は、「正社員に係る人事記録は原則永年保存となっているが、申立人の人事記録は無い上、当時の人事記録以外の資料は保管されていないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについては不明である。」と回答している。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。